

情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定についての合意された議事

録

二十十年六月二十五日にブリュッセルで署名された情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定（以下「協定」という。）に関連して、日本国政府及び北大西洋条約機構（以下「NATO」という。）は、次のとおり記録することに合意した。

1 NATOは、NATO情報保護方針その他のNATOの情報保護関係規則に従って協定を実施するものと了解される。

2 日本国政府は、日本国において施行されている関係法令、すなわち、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）その他の関係法令に従うことを条件として協定を実施するものと了解される。

3 日本国政府及びNATOは、この合意された議事録の1及び2に規定するそれぞれの法令及び規則の変

更であつて、協定の規定の適用を受ける秘密の情報又は資料の保護に影響を及ぼし得るいかなるものについて、相互に通報するものと了解される。

4 協定の適用上、次のとおり了解される。

- (i) 「情報」とは、方法のいかんを問わず伝達することができる知識であつて、締約者が保有するものをいう。
- (ii) 締約者が保有する「資料」には、すべての記録された情報（物理的形態又は特性のいかんを問わないものとし、文書若しくは印刷物、データ処理カード及びテープ、地図、図表、写真、絵画、図面、版画、略図、作業文書、カーボン紙による写し並びにインクリボン又はこれらの複製（手段又は方式のいかんを問わない。）並びに音、声、磁氣的記録物、電子的記録物、光学的記録物又はビデオ録画（形態のいかんを問わない。）並びに電子計算機用の内在型の又は取り外し可能な記憶媒体を備えた携帯用自動データ処理機械を含むが、これらに限らない。）及び製造された又は製造の過程にある機械又は装備のすべての品目を含む。
- (iii) 「秘密の情報又は資料」とは、許可されていない開示からの保護を必要とすると決定された情報又は

資料であつて、秘密指定により指定されたものをいう。

(iv) 「秘密情報取扱資格」とは、個人が秘密の情報又は資料へのアクセスを有する資格を持つとの決定をいう。

5 協定第一条(ii)の規定に関連して、次のことが了解される。

(i) 「いずれかの締約者がその出所元の情報又は資料に関して定めた秘密指定を保持する」には、情報又は資料を受領する一方の締約者が他方の締約者による当該情報又は資料に対する秘密指定に対応する表示を行うこと及び当該情報又は資料の出所元が当該情報又は資料に付した表示を維持することを含む。

(ii) 対応する秘密指定は、次のとおりとする。

NATO SECRET

「極秘/Gokuhī」又は「防衛秘密/Boueī Himitsu」

NATO CONFIDENTIAL

「秘/Hi」

NATO RESTRICTED

対応する日本側の秘密指定はないが、NATOにより別段の通報がある場合を除くほか、NATO CONFIDENTIALとして保護する。

6 協定第一条(ii)の規定に関連して、「当該情報又は資料を合意された共通の基準で防護する」とは、他方

の締約者の秘密の情報又は資料に対して、当該他方の締約者により要請され、かつ、当該他方の締約者により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えるために適切な措置を実施することをいうものと了解される。

7 協定第一条(iii)の規定に関連して、「協力活動」とは、日本国政府及びNATOが相互に協力して実施する活動をいうものと了解される。

8 協定第四条の規定に関連して、日本国政府及びNATOは、同規定の実施に関して文書を交換するものと了解される。

日本国政府のために

横田 淳

北大西洋条約機構のために

アナス・フォー・ラスムセン